

## 税制関連法案の成立に伴う共同声明についての記者会見概要

日 時 平成20年4月30日(水) 19:00～19:20  
場 所 都道府県会館6階 知事室  
出席者 麻生全国知事会会長  
中川全国知事会事務総長

### (事務局)

ただいまから、税制関連法案の成立に伴う共同声明について地方六団体を代表して、麻生全国知事会会長の記者会見を開催させていただきます。

本日の配付資料は、税制関連法案の成立に伴う共同声明についてです。

それでは麻生会長お願いいたします。

### (麻生全国知事会会長)

先ほど、税制関連法案が再可決されました。これについて、我々地方六団体の考え方、受けとめ方について、この共同声明に述べてあるとおりです。

一つは暫定税率が維持されない場合には、道路関係予算ばかりではなくて、地方財政そのものが大きな打撃を受けるということがありましたから、再三にわたり、関連法案を年度内に成立させるようにということを要請しましたが、実際は、参議院では議論が行われないうちに4月になり、暫定税率が失効しました。そういうことで、我々は、道路関係の予算を始め、さらに行政経費も一部留保するというような緊急措置を余儀なくされてきていました。

今回、再可決が行われたわけですが、それにより、我々が極めて深刻に受けとめていました、歳入サイド、これが確保されるということになり、さらに道路関係だけでなく、関連法案、地方の再生対策費等を含んだ地方交付税法も成立しました。というようなことで、ようやく新年度に入りましたが、その活動をきちっとやっていけるという目的がたったわけです。これを歓迎しています。

今後の問題ですが、先ほど福田総理も記者会見をされて、いろんな考え方を述べておられましたが、いずれにしても、やはり政府・与党がこの問題について接点が非常に大きいはずで、ですから、政府・与党なり総理の方針、これが実現する方向で、与野党の本当の協議を進めてもらいたいと思っています。

この協議を進め、道路財源問題が大きく変革、改革が行われるのですが、その際には一つには、我々にとって不可欠な道路整備がやはりできる。さらに、地方財政は非常に危機的な状況にあります。具体的に言いますと、地方の場合には、道路予算の6割を一般財源と借入金を投入してやっているという実態があります。この点が、国の予算とだいぶ違います。国の道路予算は、道路予算そのものを上回るだけの特定財源が入ってきている状態

ですが、地方は全く違うという実態もあるわけです。このような実態も考え、ぜひ、地方財源の充実を図ってもらいたいということを強く求めていく考えです。

また、今後の地方の道路計画の全体の進め方ですが、これは、道路計画策定時点あるいは実施に当たり、やはりもっと地方の意見を反映するというような分権型の改革をすべきであるというふうに考えています。

一ヶ月間、関連税制が失効した関係で暫定税率分を含め、地方側の歳入欠陥が生じてまいります。これについては、かねて国の方では、国の責任においてちゃんと措置をすることを、声明していますし、我々もこれを求めていきたいわけですが、ぜひ、十二分の一の歳入欠陥が生じていることについては、国の責任において必ず補填措置をとってもらいたいと思います。よくやる手ですが、国の方にもお金がないので。とりあえず借金をする減収補填債、このやり方をとられては、たまらないわけですが。

ぜひ、きちっとした実際のお金がかかるようにという形での補填措置がなされることを、今後、求めていきたいと思っています。

(記者)

二点お聞きしたいのですが、本日の再可決に先立って、先週日曜日に暫定税率の是非が一つの争点となった山口の補欠選挙で自民党候補が負けました。現時点で国民世論について、どう受けとめていらっしゃるかという一点と、そのまま再可決して、国民、県民にどういった説明をしていきたいかということをお聞きしたいのと、5月12日以降、道路整備費財源特例法改正案の再可決を迎えますが、特例法案の扱いについてどのような考えを持っているのでしょうか？

(麻生全国知事会会長)

確かに、選挙で与党候補が相当大きな差で負けました。その意味では、暫定税率問題については、非常に支持を得られていないという一つの事実です。これがあることはそのとおりです。ただ、この選挙はガソリン選挙と言われました。しかし、段々日が経つにつれて、ガソリンというよりむしろ後期高齢者医療保険制度の問題、年金とかが中心になってきました。いろんな調査が行われていますが、選挙民の選択基準というのは、むしろ社会保障制度に対するいろんな不満ということが大きかったように思います。これは税金の問題ですから、単純な形で暫定税率を元に戻すことについてどう思いますかというのと、多くの皆さんは、税金は安い方がいい、ガソリンは上がってもらっては困るということがありますから、どうしても上げるということについては、大きな抵抗があるということは事実だと思います。

ただ、我々は一方で、現実の行政なり政治をしているわけで、その中で、必要な財源を確保しながら、特に今は国も地方も大きな財政赤字の中でやってきているという実態にありますから、そういう点を是非理解してもらいたいと思って、いろんなキャンペーンな

り説明をしてきました。その延長戦で、確かに選挙結果で自民党候補が負けたとしても、大きな地方の実態、国全体の現状の中ではそうせざるを得なかったということです。この点はぜひ理解をいただきたいと思っています。

第二点の特例法、これについては少なくとも今年の予算をどうするのか。我々の予算を考えた時に、特例法がないと地方道路整備臨時交付金を交付できる法的根拠がなくなってきてしまっている状態にあり、歳入面での確保はできても、歳出面でお金が出せないという状態になってしまいます。いろいろな議論があることは重々承知していますが、今年の予算の実態、我々の道路整備の状況を考えると、特例法を復活して、今年の予算の執行ができるようにしておかなければ、非常に困るというふうに考えています。

(記者)

今の質問に関連して、特例法ですが、特例法を復活するために再度、衆議院での三分の二を使うということについても、場合によってはやむを得ないと考えていますか？

(麻生全国知事会会長)

本当に一番望ましいのは、与野党協議をもっとちゃんとやって、国あるいは国民にとって何が一番望ましい方法かということについて、責任のある対話をし、結論を出していくということが本当は、政党なり政治家の役割です。ですから、我々はずいぶんそのような建設的な話し合いがなされるということを非常に強く期待しています。この声明でもその点を強く求めています。ただ、どうしてもこれができないという状態で両院の意思が食い違っているという場合には、憲法上の手続きによって、意思を統一するあるいは一元化するというのをやっていかざるを得ないというふうに思っています。日本の場合には、議院内閣制ですから、あらゆる決定の源泉は、内閣の構成なり首班指名を含めて、議会に基盤を置いています。その議会が二つあるわけですが、議会の意思が食い違った場合には、統一しなければ現実の政治は行われません。ですから、憲法にあのような規定があるわけですから、このような事態になった場合には、憲法上の規定を使いながら両院の意思を一元化していくということによって、政治を進めざるを得ないというふうに思います。

(記者)

先日18日の麻生会長の記者会見で、今後、秋、春このような事態を覚悟せざるを得ないと発言がありましたが、今の気持ちはいかがですか？

(麻生全国知事会会長)

今から道路特定財源の一般財源化をどういうふうに具体的に進めていくかということから始まり、税制をどういうふうにしていくのかということになっていくのですが、結局のところ、予算というのは、歳出予算が一般的に予算と言われています。歳出予算だけで、

予算は実行できるわけではないので、歳入部分があります。歳入は個別の税制を中心にした法律になります。両方がうまくできなくてはいけないわけですが、予算は30日規定がありますから、衆議院の優越性が非常に明確ですが、法律のところは優越性が非常に少ない、再可決しかないという状況の中ですから、今のように与野党が真剣にどういうふうな新しい枠組みをとるべきか、政策をとるべきかについてのまともな議論が行われないう状態で政治が進められていくと、今年の年末の予算編成あるいは来年の予算案がでた後の国会がどうなっていくのか、結局、予算については30日規定でなんとかなる。歳入の税制がどうなっていくのかということについて、中身は違うが同じような混乱になってしまうのではないかということについて、非常に懸念をしている。もう少し、政党間あるいは政治家の責任として話しあいをして、結論を出していくということをやってほしいと思います。そうしなければ、来年もまた大変だと思う。

(記者)

その際に国民にとって、なにが一番いいのかという部分で、麻生会長、六団体から働きかけるということを考えていますか？

(麻生全国知事会会長)

当然やります。ますますこのような活動をずっとやって行かなくてはいけないということですから、今後とも六団体あるいは知事会としては、積極的な研究をして発言をし、良い解決を求めてゆきたいと思います。

(記者)

今の質問とも重なりますが、今日、道路に関しては大きな節目になりましたが、この間、知事会としてどのように存在感を発揮できたのか、できなかったのか、まだ特例法がありますが、総括的に聞かせてください。

(麻生全国知事会会長)

存在感があるとかないとかという議論は、本質的な議論ではないと思いますが、いずれにしても知事会としては、暫定税率がなくなるということについて、非常に深刻な形で民主党から提起されたということを確認した。もう少し、早くからそのような動きになっていたのですが、昨年12月の段階から明確に、これはやられたら非常に大きな影響を道路あるいは地方行政に影響がでるということを認識し、暫定税率維持という活動を一貫した形で、知事会としても一貫した形で展開していきました。また、六団体も協同してやってきました。途中で暫定税率が切れるという期間を挟んでしまいましたが、税制関連法案が成立しましたので、我々の一番懸念をした大きな歳入欠陥が生じる、それは財政的に耐え難いような結果になってしまうというようなことは避けることができました。その意味

で我々の運動は、いろんなことがありましたが、一応の目標を達することができたというふうに思っています。

(記者)

声明の中でも意思決定方式、道路整備について、今後は分権型に改めるべきということですが、どういった具体的なイメージがあるのかということ、そうした意思決定の在り方について、知事会内で話しあう考えはありますか？

(麻生全国知事会会長)

二つの側面があると思います。一つは道路整備計画全体の10年計画でできていますが、これ5年に縮めると総理も見直すと言っていますが。我々も縮めてやっていかなければいけないと思っています。その計画策定において地方側の意見を充分聞いてもらいたい。そのような仕組みで大臣にやってもらいたい。

第二番目は、具体的な整備の実施に当たって、それぞれの地域の実態、状況がありますから、優先順位も含めて、地域の実態に合った形で意見が反映できるような仕組みを作っていかなければならない。地方の単独事業はいいが、国の直轄事業あるいは国の補助事業のときには、もっと地方側の意見が入るといった仕組みを作っていかなければいけない。

これを今後、求めていきたいと思っています。

- 以上 -